

学校生活支援員 募集案内

（板橋区教育委員会）

職 名

板橋区学校生活支援員（会計年度任用職員）※ 身分は地方公務員法上の会計年度任用職員

職 務 内 容

- （１）学校生活における児童・生徒の安全保持に関すること。
- （２）学校生活における児童・生徒の生活支援に関すること。
- （３）学校生活における児童・生徒の生活介助に関すること。
- （４）前各号に付随する事項

【業務の例】

- ・学校内の受入と見送り
- ・授業中の支援、特別教室への移動介助
- ・休憩、自由時間等における安全確保及び補助
- ・排泄行動の介助
- ・児童・生徒の衣服の着脱介助

※学習の指導は対象業務ではありません。

応 募 資 格

以下のいずれかに該当する方

- （１）介護福祉士、保育士資格又はそれに準じた資格・職務経験を有する方
- （２）教員免許状を有する方（取得予定を含む。）
- （３）学校生活支援員の職務経験を有する方（他自治体での同様の経験も可）
- （４）学校教育、特別支援教育等に関する知識・職務経験を有する方

応 募 書 類

- （１）申込書兼履歴書（学校生活支援員）※ 様式あり
- （２）資格・免許の確認ができる書類（資格・免許がある場合）

雇 用 期 間

採用後から令和８年３月３１日まで ※ 条件付採用期間あり（原則１か月）
募集の結果、定員に達しなかった場合は随時募集案内をいたします。
原則、毎月１日からの採用といたします。

勤 務 場 所

板橋区内の小学校・中学校

選 考 内 容

書類審査・面接審査

勤 務 条 件

- (1) 勤務時間 ① A勤務 1日6時間45分(原則8時15分～16時 休憩1時間を含む)
1日4時間(原則8時15分～12時15分) 年6日以内
② B勤務 1日3時間(原則8時15分～11時15分)
③ C勤務 1日6時間45分(原則8時15分～16時 休憩1時間を含む)
※勤務の開始時間・終了時間は、各学校の時間割等により異なる場合があります。
- (2) 勤務日数 ①A勤務 月20日以内、年222日以内
②B勤務 月20日以内、年223日以内
※ A勤務の場合、土曜日4時間勤務(年6日以内)を含める
③C勤務 月12日以内、年144日以内
※ いずれの勤務形態でも勤務を開始した月に応じて年間の勤務日数が異なります。
- (3) 報 酬 勤務形態に関わらず、時給1,560円(地域手当相当額を含む)
給与改定等により、年度途中でも変更になる場合があります。
- (4) 賞 与 あり(年2回) ※ 勤務日数等の基準を満たした場合
- (5) 交 通 費 交通機関等を使用して通勤する場合、基準に基づいて交通費が支給されます。
- (6) 旅 費 出張した場合、実費額が支給されます。
- (7) 社会保険 ① A勤務：健康保険、厚生年金・雇用保険等に参加(昼間学生は除く)
② B勤務、C勤務：加入しない。
- (8) 休暇関係 年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇等が付与されます。
- (9) 時間外労働 なし

【 参 考 】

地方公務員法 第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 板橋区において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

応募方法

応募書類を直接または郵送で下記申込先に提出してください。

※直接お持ちいただく場合は17時まで

申込先・問合せ 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区役所本庁舎 北館6階 (17番)
板橋区教育委員会事務局 指導室 特別支援教育係